

## 第7回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会

1 日時 令和4年1月12日(水) 14:00～15:30

2 場所 三豊市危機管理センター 3階 災害対策本部室

### 3 出席者

(出席委員 12名)

- ・(1) 学識経験を有するもの A
- ・(1) 学識経験を有するもの B
- ・(2) 自治連合会の代表
- ・(3) 公共的団体の代表
- ・(4) 市立保育所長の代表
- ・(5) 市立幼稚園長の代表
- ・(7) 市立中校長の代表
- ・(9) 市立幼稚園PTA役員の代表
- ・(10) 市立小学校PTA役員の代表
- ・(12) 地区公民館長の代表
- ・(13) 公募による者A
- ・(13) 公募による者B

(事務局 4名)

- ・十鳥 武志 教育総務課課長
- ・森 正憲 教育総務課課長補佐
- ・成行 秀紀 教育総務課課長補佐
- ・林 和樹 教育総務課副主任

### 4 欠席委員(3名)

- ・(6) 市立小学校校長の代表
- ・(8) 市立保育所の保護者の代表
- ・(11) 市立中学校PTA役員の代表

5 議事等

- 答申書（案）について
- 次回の検討委員会日程について

6 配付資料

冊 子：第7回会議資料

7 会議録署名委員

- ・(2) 自治連合会の代表
- ・(7) 市立中学校長の代表

事務局

それでは定刻が参りましたので、ただ今から、第 7 回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、委員長よりごあいさつをお願いします。

委員長

皆さま、こんにちは。1月のおいそがしい時期に、お集まりいただき、ありがとうございます。本日は、答申書の案について、ご検討いただくようになりますので、よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。本日は委員 15 名 11 名のご出席をいただいております、「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例」第 5 条第 2 項の規定により、出席委員が過半数を超えておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。なお、今回の会議についても傍聴者の募集をしましたが傍聴者の受付はなかったので、お知らせしておきます。

それでは、議題に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

次第のほか、第 7 回会議資料となっています。資料がない方はお申し出ください。

それでは、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例第 5 条に従いまして、委員長に会議の議長をお願いいたします。

委員長、よろしくお願いします。

委員長

本日の会議の内容ですが、次第にございますように、答申書案について、で、2つめとして次回検討委員会の日程についてです。

会議の前にも説明がありましたように、発言の際には、マイクの手配をお願いいたします。それでは、議題に入る前に、議事録署名人を 2 名の委員にお願いいたしますので、指名させていただきます。今回は、(2)委員さんと(7)委員さんをお願いいたしますのでよろしくお願いします。

それでは、まずはじめに、答申書案についてのまとめ、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、議題 1 の答申書(案)について説明させていただきます。

第 1 回から第 6 回までの資料をもとにパブリックコメント用の答申書案を作成しております。表紙をめくっていただき、右側に三豊市立学校の適正規模・適正配置についての答申案となっておりますが、今回の会で承認いただければ、この答申案の資料をホームページに公開し、市民から意見を求めることとなります。一枚めくっていただき 1 ページをお願いします。1 は三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置の経緯を記載しています。前回の検討委員会を平成 22 年 7 月に設置し、平成 23 年 3 月に三豊市立学校の適正規模・適正配置について答申を受け、同 5 月に三豊市立学校再編整備基本方針を策定し、学校再編整備

計画を定め、その後、再編整備を進めてきました。答申の具体的方策の中では、見直し期間をおおむね10年ごとに設け、児童・生徒数の状況を考慮して、計画の見直しがあると明記しています。このことから、前回答申から10年が経過し、今年度に新たな三豊市立学校の適正規模・適正配置の考え方及び具体的方策について提言をいただくため、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会を令和3年7月に設置したとしています。その下の2ですが、三豊市の人口の推移となっています。(1)は三豊市総人口の推移で、表1は総人口の推移として5年ごとの人口の推移を表にしています。昭和60年は合併前の7町の人口が78,282人であったのが合併後の令和2年では62,187人となっていることが分かる表となっています。(2)は年齢3区分別人口と高齢化の推移を記載しています。2ページをお願いします。表2は年齢3区分別人口の推移を5年ごとに表にしています。下の3は三豊市立学校の園児・児童・生徒数の推移で表3は昭和35年から令和2年までの推移を表にしています。右側の3ページの4ですが三豊市立学校の現状となっています。(1)は幼児数、園児数、児童数、生徒数として表4は平成22年度と令和3年度を比較した表となっています。表の下の(2)ですが、学校適正規模として小中学校の学級数の適正規模について、学校教育法施行規則第41条・第79条で12学級以上18学級以下を標準とすると規定されています。次の4ページをお願いします。表5は小学校中学校の学級数による学校規模の分類を示しています。その下の表6は令和3年度の三豊市立小学校中学校の規模を分類した分布図となっています。小学校は再編整備によって統合した詫間小学校と山本小学校が適正規模であり、その他の小学校は小規模や過少規模であることが分かります。中学校は、全て小規模校となっています。5ページの表7は、小学校別総児童数の予測、表8は中学校別総生徒数予測となっています。ここまでの資料については、第1回の検討委員会で使用した資料から抜粋したものとなっています。次の6ページをお願いします。(3)の学校施設の状況ですが、ここでは1)の公共施設等総合管理計画、2)は三豊市学校施設長寿命化計画について記載していますが、ここでの資料は第5回で参考資料として添付した資料から抜粋したものとなっています。7ページの下側の5ですが、三豊市立学校の課題としています。前回答申から学校統合や通学区域の変更など、学校規模の適正化に取り組んできましたが、基本方針から具体的な進展を見ないまま計画が進んでいない学校もあります。中学校においては、1町に1中学校として再編整備計画に含まれておらず、前回答申から7校のままとなってい

ます。前回答申から 10 年が経過し、計画策定時よりも児童生徒数が減少し、小学校で 6 年間、中学校で 3 年間一度もクラス替えをしないまま卒業する児童生徒もいることや、切磋琢磨する諸活動が成立しづらいといった教育にとって望ましくない教育環境の解消が必要であり、学校施設においては、昭和 40 年代から 50 年代に建設した施設も多く三豊市の未来を担う子どもたちに安心安全な環境を確保する必要もあります。

子どもたちにとって望ましい学習環境を整えるという教育的な視点から、三豊市のこどもたちが、夢と希望を持つことが出来る学びの環境を確保することが喫緊の課題となっているとして、三豊市立学校の課題としています。6 は、学校適正規模・適正配置の基本的考え方を示しています。ここからは、第 5 回第 6 回で三豊市の学校適正規模・適正配置の考え方(素案)からの資料を基に作成しております。考え方としては、今回の検討委員会で三豊市の学校適正規模・適正配置を 10 年ぶりに検討するにあたり、前回の検討委員会が出した答申や、三豊市立学校再編整備基本方針を尊重するとともに、この 10 年間で実施した再編整備の内容や今後の将来推計などを照らし合わせ検討を行いました。文部科学省が平成 27 年に出した、公立小学校中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きにある学校規模の適正化に関する基本的な考え方、三豊市内小中学校の現地視察や教師を対象としたアンケートを実施した結果等を参考として、三豊市の適正規模・適正配置について検討を行いました。諮問にある就学前教育保育環境については、令和 2 年 3 月に三豊市就学前教育保育検討委員会から三豊市就学前教育保育総合計画が出されており本検討委員会で内容を確認し、三豊市就学前教育保育総合計画を尊重するとして、本検討委員会では三豊市内の小中学校の適正規模を検討するうえで中学校に重点を置き、審議を行ったとしています。表 10 は、公立小学校中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きより引用した教育的な観点を記載しています。その下の(1)は、適正規模 1) として望ましい学校規模の理想とする姿ですが、学校教育法施行規則では 12 学級以上 18 学級以下を標準とすると規定されており、文部科学省の公立小学校中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの小学校では、複式学級を解消するためには少なくとも 1 学年 1 学級以上であることが必要となり、全学年でクラス替えを可能としたり学習活動の特質に応じて、学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 2 学年 2 学級以上あることが望ましいものと考えられると記載されています。中学校においては、全学年で

クラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上が必要となります。免許外指導をなくしたり、すべての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられると記載されていることから、望ましい学校規模理想とする姿を下の枠の中に示しています。①の小学校は、12から18学級で(1学年あたり2~3学級)、②の中学校は9から18学級で(1学年あたり3~6学級)としています。2)は最低限確保したい学校規模(下限の目安)を下の枠に示しています。小規模の下限として、小学校は1学年1学級各学年20人程度の全校120人以上、中学校は1学年2学級各学年60人程度の全校180人以上としています。(2)適正配置として、1)は適正配置の考えた方で、地域の歴史や学校との社会的つながり等の地域特性を考慮し、小学校は旧町に最低1小学校として通学区域は旧町単位を基本として考えます。2)は通学距離などで、法律では小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内と規定されています。通学時間に関しては、国の手引きでは適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、おおむね1時間以内を一応の目安としています。三豊市では、統合した小学校など通学支援策として、スクールバスを現在運航していることから、通学距離と時間に関しては、次の10ページの枠に示しています。小学校は、「おおむね2.5km以上となる児童については、スクールバスなど通学支援策を講じる」「中学校はおおむね6km以上となる生徒については、スクールバスなど通学支援策を講じる」通学時間は、「小中学校ともおおむね1時間以内」とします。3)は小中一貫教育校についてですが、これは、第4回で、小中一貫教育校について検討しましたが、中学校を2校3校4校7校として、その地域の小学校と小中一貫教育校とした場合の学級数を比較検討しましたが、適正規模の学級数とならなかったことから、適正配置については、小学校中学校各々で検討することとしたことを記載しています。7の三豊市立学校再編の具体的方策についてですが、第5回第6回検討委員会での三豊市の学校適正規模・適正配置の考え方(素案)や、具体的方策からの資料を記載しています。(1)は三豊市立学校再編整備の進め方として、1)複式学級の解消を最優先課題とし、複式学級のある学校を対象に再編を進める、2)下限数以下の小学校については、統合に向けて再編を進める、3)下限数以下の中学校については、令和15年までは近

隣町の受け入れ可能な中学校を対象として統合に向けて再編を進める、4) 小規模校や統合予定校など、再編まで地理的要因などにより(再編を進めることが困難な場合も含む)連携が困難な場合は、多様な考えに触れるための対応策として、遠隔授業やオンライン授業等のICT技術を導入し、近隣学校との連携教育を視野に入れて、検討実施する、としています。次の(2)は再編の取組み枠組みですが、1)は小学校中学校共通事項として、① 小規模校や統合予定校は小小連携、中中連携の取組みを検討し、実施すること、② 適正規模内の学校においても、児童生徒数にとらわれず、施設の経過年数を踏まえ、児童生徒の学習環境を一番に考えたうえで統合を検討すること、③ 統合する場合の学校については、児童生徒数や児童生徒の環境に配慮した施設とし、既存の施設を利用して改築するか増築するか又は新築するかについては、LCC(ライフサイクルコスト)を含めた費用を算出し、比較検討して決定すること、としています。次の11ページをお願いします。

2)の小学校ですが、① 前回の答申を踏まえ原則旧町に1校とするが、中長期視点までの児童数が、適正規模学級以上の場合は旧町に2校とする、② 下限以下の児童数で複式学級を有する小学校は、早急に旧町内にある近隣小学校との統合を検討する、③ 複式学級を有しない下限以下の児童数の小学校は、地域の実情を踏まえ旧町内の近隣小学校と統合を検討する、④ 再編統合予定校及び小規模校は、小小連携の取組みを検討し実施する、としています。次に3)の中学校ですが、① 三豊市内で2校とし、再編を含めた小学校単位での統合とする、② 具体的な枠組みは表11のとおりで、北地域は詫間町、仁尾町、三野町の全域と高瀬町の一部として上高瀬小学校区と比地小学校区を再編地域とし、南地域は豊中町、財田町の全域と高瀬町の一部として勝間小学校区、麻小学校区、二ノ宮小学校区、山本町の全域を再編整備地域としています。山本町は組合立の協議によるとしています。③ 山本町の三豊中学校組合立ですが、三豊市と観音寺市の生徒数をふまえ、計画期間内に、生徒の教育を第1に考え、三豊市立中学校とするか組合立のままとするか財政面も含め協議検討する、④ 再編統合予定校及び小規模校は、統合までに中中連携の取組みを検討し実施すること、としています。次に(3)の計画期間ですが、1)中長期視点として令和4年度から30年後を見据えたものとします、2)の見直し期間ですが、教育委員会が策定した基本計画については、10年ごとに教育委員会において見直しを実施することとするが、予測した児童生徒数が大幅に増減した場合や、社会情勢、地域情勢の変化によっては、適正規模・適

正配置について第3者の意見を聞きながら再度検討すること、としています。次に、3)の統合期間の目安ですが、三豊市で学校統合にかかった期間などを参考として、統合期間の目安を設置するとして表12のとおりとしています。次の12ページをお願いします。上から、新設統合による新築の場合は説明から用地取得工事など7年間、次に統合による大規模な改修などが伴うものとして、統合までに5年間、次に大規模な改修などが伴わないものとして、統合までに4年間、次に改修などが伴わないものとして、統合までに3年間としています。最後に13ページですが、(4)統合の枠組みとして表13のとおりとしています。計画期間は、中長期視点として令和4年度から30年後を見据えたものとしていますが、令和14年からは将来構想としていることから、令和14年から令和33年までの枠組み、令和4年からの10年を5年ごとの枠組みとして表にしています。第6回では、どの学校がいつどのように統合に向けて再編整備していくか、具体的に児童数生徒数を記載して、表にしておりましたが、ここではパブリックコメント用としての枠組みを表にしています。表の下に、統合後の学校数を記載していますが、三豊中学校は組合立の協議によるため、学校数には含んでおりません。ここまでの資料をパブリックコメント用の答申案として、三豊市民から意見を求めることとしております。また、前回の会の中でパブリックコメントの実施期間は、2月号広報への掲載などもあるため、事務局と委員長、副委員長と協議のうえ決定させていただきとしておりました。募集期間については、令和4年1月17日(月)から令和4年2月16日(水)とさせていただきましたので、委員の皆様にお知らせしておきます。

委員長

以上で議題1の答申書(案)についての説明を終わります。

ありがとうございました。以上、説明がございましたが、ご質問等あれば、お願いいたします。

A委員

非常にわかりにくいところがあるんですが、13ページですが、中学校であれば、詫間中学校と仁尾中学校、高瀬中学校と和光中学校が統合ということですが、何年くらいになるということを示すことはできますか。

事務局

今の「わかりにくいのではないか」という、ご意見ですが、第6回では1年毎の表にしておりました。今回は、30年後まで将来構想としていますが、まずは最初10年間のうち、前期5年間、後期5年間にどうなるかというかたちを簡単に示させてもらっています。

A委員

前にも意見しましたが、小学校で仁尾と曾保というのは、前回の答申が



	<p>あってから、統合が進んでいませんね。こういうところは、どうなるのですか。</p>
事務局	<p>前回の答申を踏まえて、教育委員会は基本方針を作成させていただきました。その中で、地域の意見を聞きながら、というのがありますので、その中で、まだ統合が完了していないという状況になっております。あくまで、この表も目標というかたちで、その前の12ページにも、統合期間の目安がございます。前期の5年間、後期の5年間、令和14年以降は将来構想で、先々になりますので、どうなるかわからないところもあり、こういうかたちで、示させてもらっています。</p>
A委員	<p>私、前も委員しておりましたが、前回は何年に統合するというふうにしておったと思うんですが。</p>
事務局	<p>今回は、最終答申で、今回のような5年間毎の計画ということを示していました。パブリックコメント段階で、資料としては、いつどこを統合するというまでは、示しておりませんでした。今回の表は、前回よりは、統合年などが詳細にできていると思われま。</p>
副委員長	<p>今の点に関してですが、13ページに統合の枠組と予定の年が、矢印で示されているということですが、ここにある、それぞれ5年の間で、12ページの各パターンの統合を行うという意味とすると、新設統合による新築は7年間を要するというので、前期・後期の間に予定されている統合には、新築はないと、勝手に読み取れてしまうのですが、その理解で大丈夫でしょうか。</p>
事務局	<p>まず、前期・後期のそれぞれ5年間で、豊中町の5校については、前期中ですが新築ということで、すでに動き出しておりますので、その計画です。その他につきましては、既存の施設を利用してということになるかと思っておりますので、新設統合の7年かかるということは、将来構想の中で、主として中学校の方は、このかたちになってくるのだらうなと思っております。</p>
副委員長	<p>いずれにしても、1年目は説明・協議という段階を踏まえると思いますが、その際に、中学校であれば在校生とこれから入学予定の保護者、小学校も同様ということで、地域の方や、そういった方々を含めた説明会をされるということなんでしょうか。前回、地域への説明のことを、皆さん、気にされていたので、どうなのかなと思い、質問しました。</p>
事務局	<p>パブリックコメントを経て答申、答申の次は、教育委員会として方針を打ち出しますが、方針が出ましたら、旧町単位になるかと思っておりますが、7町をぐるりと回って各町で、説明の場を設けさせていただくと思っております。それは、全体説明として行うものであり、統合の対象となる地区に</p>

	<p>については、具体的に統合先とする既存の小学校、中学校が決まりましたら、連携教育の仕方や統合の具体策などを、PTAや保護者の方、その他でも地域の代表やお世話をしてくださっている方、誰が来ても良いような地元説明会を、改めて設けさせていただきます。全体説明は、保護者だけということでは、考えておりません。</p>
A委員	<p>和光中学校のことを心配しています。13ページから、令和4年か8年のうちに、どこかと統合するということですか。</p>
事務局	<p>第6回でも、この表をお出しさせていただきましたが、和光中学校は令和8年までに高瀬中学校と統合します。来年度、令和4年については、説明・協議というところから始めさせていただきます。</p>
B委員	<p>13ページなんですが、中学校で、将来構想の令和14年から33年の中で、高瀬中学校の上で線が引かれており、詫間・仁尾・三野と、高瀬・和光・豊中・三豊に分かれているのですが、11ページを読むと、高瀬は北地区、南地区の別々の中学校に分かれるようになっているので、表13でもそれが、わかるようにしてはどうかと思います。例えば、高瀬中学校を2分割するように線を引いてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘ありがとうございます。おっしゃられたとおり、表13では、高瀬中が分かれるということを記載しては、おりません。記載したら、少しわかりにくくなるかなと思い、このかたちにしておりましたが、他の線と区別した薄い線を引くということで、どうでしょうか。</p>
B委員	<p>高瀬中学校の真ん中に線を引けば、高瀬が分かれて、上部は北地域の中学校、下部は南地域の中学校ということが読みとれると思います。</p>
事務局	<p>ご指摘ありがとうございます。そのかたちで、修正させていただこうと思います。</p>
委員長	<p>備考には、すでに北地域と南地域と表記がありますが。</p>
事務局	<p>現在の線を少し下げて、備考の箇所まで、高瀬中を真ん中で区切るような線に修正して、変更させていただきます。</p>
A委員	<p>前は、1町に1中学校という考え方でしたが、今回は全市で2中学校となりますね。通学等は、対応できるのですか。</p>
事務局	<p>通学については、おおむね6km以上となる生徒については、スクールバス等の支援が必要になるかと思っています。まず、高瀬中と和光中の統合になりますが、地元説明・協議にあたるうえで、スクールバスを出すということは、当然、要望としていただくことになる、検討しなくては、前に進まないだろうと考えています。将来構想で、どこの地域に新設の2校が、ということは課題となりますが、6km以上の生徒には通学</p>

委員長

支援策を講じる必要があると思います。その時に、児童生徒数がどのようになっているかということも関係してきますが、答申案では、現時点の推計で、中学校2校ということにしております。

事務局

表13の一番下の欄ですが、現状の学校数を7ではなく6と表記しているのは。

委員長

下に注を記載しておりますが、三豊中学校は含みませんということで、組合立ということもあり、この表は含めないということで、作らせていただいております。

事務局

そうしますと、前期は2つの統合が令和8年までに予定されており、市内の中学校数としては7から5だけども、表の記載は、そのように6から4になっているということですね。

委員長

三豊中学校は、表の中には含めておりませんが、学校組合を構成する観音寺市との協議によっては、もし、組合解散となり、三豊中学校が廃止となった場合、山本町の生徒は、人数としての計算には入れておりますので、十分、対応できる想定はしてあります。

事務局

その際は、三豊市内のどこかの中学校で受け入れるということですね。もし、解散となった場合ですが、第6回で具体的な表を作成させていただいておりますが、そこでの案としては、豊中中学校に、まず統合させます。先々は、南部の町でまとめて一つの中学校にという枠組みになるかと思っております。

C委員

ちょっとお教えいただきたいのですが、10ページの7番4)に、再編を進めることが困難なケースについて触れられていますが、そのような状況によっては、再編をしない、やめるということを選択する場合も想定されておられますか。

事務局

まずは、小規模校について、再編整備として、統合を検討していきましょう、統合に向けては連携教育をやっていきましょうということを記載し、統合の目安、期間を示させていただいております。その連携が難しい場合は、オンラインなどを活用するというので、連携をしていきましょうという考え方を記させていただいております。

C委員

最終的には、計画に則って、再編に向かうことに変わりはないのでしょうか。困難な場合が出てきたとしても。

事務局

その目標で進めて参りたいと思っております。

C委員

この書きぶりですと、ひょっとすると単独校存続という可能性も見えるのかなということでお聞きしました。

事務局

一応は、統合は地域のご意見を聞きながら進めて行くということですが、子どもたちにとって、一番大切なことが、学級数の減少でクラス替

C委員

えもできないという状況はいけないということから、統合に向けてできることを探し、地域の方の意見も聞く中で、地理的に離れているので難しいとなった場合は、オンラインもひとつの手段として使い、色々な考えに触れさせながら、少しでも統合に向けて動いていきたいと思いますということを記載させていただいている次第です。

事務局

他の委員さんから、異論がなければこれで良いと思いますが、適正配置として、これを決めていくのであれば、敢えてこういう書き方をしない方が誤解を招かないのではないかと思います。指摘させていただいているのは、その点だけです。ちょっと気になっただけなので。

C委員

表現としては、「再編を進めることが困難な場合を含む」という部分について気にかかっておられますでしょうか。

事務局

そこよりも気にかかっているのは、ここで再編という言葉ですが、最終目標のことでしょうか、それともそこへ向かう過程も指していますか。近隣校との統合という途中段階も含めさせていただいております。

C委員

パブリックコメントとして、これが出されたときに、答申の中に再編計画が謳われています。ただ、この箇所 of 文言では、最終的に、それが困難な場合もある、頓挫するという事なのか、そこが気になりました。敢えて、このようにしているのであれば、質問などが来たときに、明確なお答えを持っておられたら良いと思いますので、文章の修正であるとかは、必要ないのかなと思いました。委員の皆さんのご意見を伺っていただいて、どのようにするか、決めていただければ結構です。考え方のひとつだとは思いますが。一応、この答申が出て、こういう計画で進めていきますといったときに、困難な場合が出てきたとしたら、どうするのか。計画を断行するのか、中止させるのか。

十鳥課長

ご意見ありがとうございます。最終目標は、まず掲げておきまして、三豊市は、現在、ICT教育にも非常に力を入れています。そういったことも、組み込んで、統合までの期間、小規模校のデメリットをなくすために、オンライン授業のような方策で、少ない人数でもいろんな考えに触れる学習ができますということを、盛り込みたかったということが意図であり、それを文言化させていただいているといった次第です。

副委員長

おっしゃっていることは非常にわかる気がして、この箇所を抜いた場合、統合は目指す、それに向けての連携教育などで、条件が厳しくて難しい場合、ICTとかを用いて、統合に向けた連携を進めていきますよということであって、再編を進めることが困難な場合という状況を、どう捉えるかですが、統合が難しいんだということで、そこから先へ進まないのではなく、統合はありきなのだということであれば、この部分は

	残した方が一番わかりやすいのかなと思います。ここに謳っている再編を進めることが困難な場合とは、具体的にはどのような状況を想定しておられますか。
事務局	統合は、必ず進めますが、小小連携・中中連携が地理的要因などで難しい場合、連携教育にはスクールバス等の移送も必要と思うのですが、そういったことで難しい場合は、オンライン等で、互いに交流が図れるというかたちを想定しています。
副委員長	統合を断念するとか、別の意味にとられかねないということをおっしゃっておられるのですよね。
C委員	例えば、再編までに多様な考え方に触れるための対応策としてのオンライン教育など、そこまで文章を足すと意味が変わってくるでしょうか。
事務局	連携教育をしていく中でも、オンラインなどこういったことを取り入れるべきという意味合いで、文言を修正させていただこうかと思いません。
副委員長	それが分かりやすいと思います。
事務局	パブリックコメントまで、日にちがないですが、事務局の方で修正したものを、委員長・副委員長で確認していただき、実施させていただきたいと思います。委員の皆さまにも、その内容はお知らせさせていただきます。
委員長	はい。読まれた方に、誤解を与えないようにということで、訂正をお願いできればと思います。
D委員	すみません。2回ほど参加できておらず、議論に追いついていなくて申し訳ないのですが、前回の資料を見させていただいて、直近の5年間で6校を統合されるという計画がちらっと見えていまして、これは現実的に可能なのかなと思い、学校、保護者もついていけないのではないかと、そのあたりについて伺えたらと思いました。
事務局	まずは統合に向けての5年間、教育委員会の方で統合の枠組みを作り、地元や関係者との協議に入るということになります。統合が完了できるかどうかは、現状ではわかりかねますが、学級数や下限人数の観点では、この計画期間となるということでご理解願えればと思います。
E委員	先ほどのご意見と被せますが、仮にできなくて延びるとなった場合、この5年間で6校すべてが完了せず、5年以上かかったとしたら、全体の計画期間は、後ろへ後ろへとずらしていくのか、そうでないなら、優先順位をつけながら、やっていくのかということも考えられるかと思いますが、事務局もそれを考えられたうえで、5年間で6校統合というこ

	<p>とを打ち出されていると思いますが、優先順位や後ろ倒しについても念頭に入れておくべきではないかなと感じました。</p>
事務局	<p>ただいまのご質問ですが、できなかった場合の優先順位というご指摘もありましたが、まずは、小学校なら複式学級を有する学校、現状で、曾保小学校がそうになっていますが、統合はできていません。協議を進めています。まだ完了しないというケースもあろうかと思えます。検討委員会でいただいた答申に基づいて、教育委員会でも基本方針を作成いたします。まずは、その中で最初の5年間、子どもたちの児童数を見て統合ということになりますので、優先順位は、人数が少ない学校ということになります。こういう計画を示すことができれば、これを目標にさせていただいてという中で、進めてまいりたいと考えます。</p>
A委員	<p>大事なことは、小学校で、未だ、前回の基本方針で計画しているにも関わらず、統合できていない学校があるということです。そうすると、すでに完了した学校から、これならうちも統合を認めなければよかった、単独校で存続させればよかったという声が出る可能性があります。教育委員会には、十分、そのことも考慮して進めてもらいたいです。</p>
事務局	<p>まずは、この検討委員会で、新たな適正規模・適正配置の答申をいただきます。その後、地域のご理解をいただきながら、進めてまいりたいと考えます。</p>
F委員	<p>すみません、通学距離に関することですが、中学校で6 km以上となる生徒にスクールバスなど通学支援が必要ということですが、地図で詫間中と仁尾中統合の場合、6 km圏には納まりそうですが、山など地形的に通学困難な箇所も出てきそうな気がします。それについては、いかがお考えですか。</p>
事務局	<p>今のご質問ですが、学校がどの位置になるかというところで、そこを起点としての6 km圏となります。基本的には、水平距離で見て6 km圏が、目安となつてはいかがでしょうかと思います。統合に向けて、色々と協議をしていく中で、ケースバイケースもあります。例えば、2.5 km以上という基準で協議をして、山本・財田については、2 km以上ということに決まりました。新設校に向けての協議の中で、極端な例ですが、6 kmが5 kmになることもないと言いきれませんが、ここでは原則として6 kmという表記にさせていただいております。</p>
F委員	<p>そういうことであれば、個別の事例によって通学支援の判断が変わるということでもよろしいですか。</p>
十鳥課長	<p>通学距離については、基準として6 kmと表記させていただいておりますが、統合の際に踏む手続きとして、地域協議会という会を設けます。</p>

そちらで、地域の代表の方、保護者、学校関係者という方々でご協議をいただきますが、さらに細かく部会を設け、総務部会、PTA部会などという会もつくり、さらに通学部会という会もご置きます。そういった場で、各地域の実情を見ながら、通学支援策については考えていきます。平坦なところの6kmと山を超えたりする6kmとでは、同じ距離でも同じように扱うべきかどうかということは、全然違うことだと思います。地形的なことだけでなく、防犯的に、死角があれば、不審者対策なども必要であるところとか、そういったひとつずつをご意見として拾いながら、通学路としてどうなのか、その先に通学支援をどう講じていくのかということが、各地域ごとに決まっていくものであると考えます。しかし、今回のパブリックコメントでは、市全体としての一律的な基準として、6km圏ということを入れさせていただいているとご理解いただければと思います。

G委員

計画期間についてですが、かなり長期に渡っているということをお頭においてもらえたら、この資料が読みやすくなるのではないかと思います。読み進めて行くと、前期・後期・将来構想という部分もあって、それが分かってくるのですが、前段の方で、段階を追って望ましい形に近づけていっているとか、そういうことが資料中の早めで示されていけば、もっと良いのではないかと思います。また、中学校については2校にするということが出てきていますが、長期を見越せば、2校になるということがわかりますが、はじめてこの資料を読む人は、いきなり三豊市で2校にするんですか、そんな大胆な計画なんですかと思われるのは良くないので、最後まで読んでいくと、段階を踏んでいっての中学校2校ということがわかるので、計画期間があつて、段階を踏んで、最終的にそこを目指しますよという順序が見えれば、もっといいのかなと感じました。

C委員

委員さんがおっしゃることもよくわかりますが、最終的に統合の枠組という表が結論めいたところであつて、それに向かつて、今の順序になっているので、計画期間を最初に持つてくるというご意見ですが、資料の構成として、どうなのかなという気はします。どちらかというところ今のままが良いかもしれませんが、気にされているのは、小学校は各町1校、中学校は市で2校というのが先に出てくるということでしょうか。

G委員

そうですね。私たちは、長い間、話し合いに参加させてもらって、前提を踏まえて、この文章を読むことができますが、初めてこの文章を読む方は、まずショックというか、驚きで捉えられてしまう内容ではないか

	<p>など感じました。何か、抵抗なく、理解していただけるようにしたいなとは思いますが。</p>
<p>委員長</p>	<p>将来的に、という言葉を一言加えるということも考えられるでしょうか。あるいは、段階的に、であるとか。</p>
<p>C委員 事務局</p>	<p>適正規模の観点では、ということも入れてはどうでしょうか。 将来的に2校というふうに修正させていただき、パブリックコメントを出させていただくということでもよろしいでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>皆様よろしかったでしょうか。</p>
<p>G委員</p>	<p>すみません、最後の表の統合の枠組で、自分達の地域の学校がどうなるかを追いかけていったときに、気になるのは、その前のページの統合期間だと思います。何年かけて統合されるのか、新設建設や、既存改修など、どのパターンに当てはまる統合なのかということが、読む人は知りたいのではないかと思います。自分の子どもが通っているときにかかるのか、その前なのか、卒業した後か。そういうのがイメージできたら、読まれる方にも現実味が出てくると思います。あくまで、統合の枠組も予定で、数年ずれ込んでくるとかも、可能性はあるんですけど、予定として知っておきたいという方、多いと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>すみません、それは確か、パブリックコメントでは出しませんが、答申では出す予定という認識であってますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、そのとおりです。あまり、細かすぎるよりは、大まかな流れで見えていただいて、ご意見いただければという考えで、このようにしておりました。しかし、やはり、枠組を出せば、例えば高瀬中と和光中が統合、その場合、校舎はどちらを使用しますかという質問は、当然想定されます。その回答を、どう返すべきかということは、次回、委員の皆さまにご協議いただいたうえで、パブリックコメントの回答を作成していくつもりではありました。そして、統合期間も、あくまで目安としておりますので、これを示して、これを必ず守らなければならないということでもないと考えています。施設の老朽具合とか、それぞれの個別状況がありますし、枠組が確定したら、両校の生徒数を見ながら、施設を改修するにしても、どのようなかたちにするのかということは、統合の際の協議事項となってくると思います。施設の改修有無、それらによって1年延びる、1年縮まるも当然出てくる、あくまで目安と思っていたらと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>パブリックコメント段階で、あまり詳細に示してしまうと、その通りにならなかったときに、説明を求められてしまうので、そうなることを想定してという考え方もあると思います。</p>



事務局

前回、10年前の検討委員会の時は、統合の枠組も出していませんでしたので、その時よりは踏み込んだかたちにはなっていると思います。前回、委員の皆さまには、細かく1年単位でどう動いていくかという表もお出しさせていただきましたが、パブリックコメントでは、このかたちでさせていただければと思っています。

委員長

よろしいでしょうか。今の段階では、細かい統合期間は、まだ公表できるまでには詰められていないと思いますので、この出し方にするのもご理解いただけるのではないかと思います。

D委員

パブリックコメントは、これをホームページに掲載されるのと、その他に周知方法として、広報みとよには載るということで良かったでしょうか。

事務局

広報2月号に記載を予定しており、募集期間は既に開始し、何日までです、という記事になろうかと思います。来週月曜から、市ホームページには載せます。防災無線でも予定していますが、手続き的に日数がかかりますので、20日頃から開始と考えています。また、各支所にも、この文書を置かせてもらおうと思います。

委員長

趣旨としてですね、パブリックコメントにかけた後に、最終答申としてまとめられますので、そういったことも含んで、パブリックコメント段階で、どこまで出せるのかは判断されたうえでの、この案であったと考えます。

一通り、ご意見もいただけたかと思しますので、このあたりでよろしかったでしょうか。修正箇所については、事務局の方でよろしく願います。

ご意見いただきありがとうございます。この資料で、三豊市民の方々から、ご意見をいただき、回答をしたうえで内容を取りまとめ、最終的な答申を作成します。先ほど事務局からの説明もありましたが、前回の会の中でパブリックコメントの実施期間は広報への掲載などもあるので、私と副委員長、事務局で協議のうえ決定させていただくこととしておりました。募集期間については、令和4年1月17日(月)から令和4年2月16日(水)としております。なお、パブリックコメントは意見をいただき回答することとなっていますので、第8回は意見の回答について委員の皆様と協議することとなっています。よろしく願います。議題(1)「答申(案)」については委員の皆様よろしいでしょうか。続いて議題2「次回の検討委員会日程」についてですが、当初のスケジュールでは2月となっています。場所の都合などもありますので空いている日など事務局に説明を求めます。

事務局

パブリックコメントの実施期間は来週の1月17日(月)から令和4年2月16日(水)までとなっています。その後の開催となりますが、資料をまとめる期間もいただきたいので、令和4年2月21日(月)の週で開催したいと考えています。会場の都合でいきますと、2月24日(木)がこの会場が空いております。時間については今回と同じ時間の14時から開催出来ればと思っていますので皆さんよろしく願いいたします。

委員長

よろしいでしょうか。それでは、次回は2月24日(木)14時からとして場所は本日と同じ、この室での開催とします。

本日の議題はすべて終了しました。以上をもって終了とさせていただき、その他に移りますが、事務局何かありますか。

事務局

次回の第8回での資料の事前配布ですが、パブリックコメントの意見に対しての回答となります。委員の皆様からも回答の意見をいただくこととなりますが、2月16日(水)に締め切り、取りまとめた意見の資料を第8回までに事前配布するとしても、会の当日までは期間がないことから、1週間ごとか2週間ごとで意見を取りまとめた資料を委員の皆様へ配布し、意見をみていただき、回答案をいただくようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。市民から意見提出が少ないようであれば、締め切り後の集計で委員の皆様へお渡しするとしてもいいかも分かりませんが、意見数が多い場合は集計や回答に時間がかかります。よって1週間ごとか2週間ごとにとりまとめた意見書を事前配布させていただきたいと思います。資料の配布については、紙での手渡しか、メールでのデータ送信を考えています。メール送信が可能な場合は、エクセルデータか第3回の視察時の質問事項をフォームで集計させていただきました。このどちらかで送信させていただきたいと思います。また、回答案についても直接紙に記入、もしくはフォームに記入、エクセルデータ入力、返信いただけるようにしたいと思います。これらの方法で、いずれの方法にするか、この後、お帰りの際に、事務局にご報告いただけましたら幸いです。よろしく願いいたします。

委員長

承知いたしました。では、以上で第7回適正規模適正配置検討委員会を終了いたします。皆さんお疲れ様でした。